

## 福島第一原発事故による被害の全面救済及び 原発推進政策から即時撤退し原発ゼロ社会の早期実現を求める決議

1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に6年7ヵ月が経過した。依然として放射能で汚染された地下水は海へ流入し続けるなど、事故の収束は目途すら立っていない。未だ11万人近くの人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

2 このような状況において、2017年9月22日、福島第一原発事故で千葉県内に非難した住民らが国と東京電力に損害賠償を求めた訴訟（千葉訴訟）で、千葉地方裁判所（阪本勝裁判長）は、東京電力の責任を認め、損害賠償の支払いを命じた。この千葉訴訟では、ふるさと喪失慰謝料を損害として認め、中間指針の範囲に留まらない区域にも損害を認めたものであり、損害論では大きな前進を勝ち取った。

一方、千葉訴訟では、国に津波の予見可能性を認めながらも、結果回避義務を否定して、国の責任を否定した。国民の生命と経済的合理性を同じ天秤に乗せ、後者を優先させたものであり、断じて容認できない。

3 2017年10月10日には、福島第一原発事故当時から福島県や隣接県に居住している住民が中心となって損害賠償を求めた訴訟（生業訴訟）で、福島地方裁判所（金沢秀樹裁判長）は、国と東京電力に津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国と東京電力に損害賠償の支払いを命じた。この生業訴訟の判決は、全国で約30件、約1万2000人が参加している同様の被害者集団訴訟の中で原告数が約3800人と最多であり、先の群馬訴訟に続いて国に法的責任を認めた意義は大きい。とりわけ、生業訴訟では、裁判所が国の指針で対象外とされた地域の住民に対しても損害を認めるなど、賠償額の上積みにとどまらず、賠償の対象地域の拡大も認めたことは、被害救済の大きな足がかりとなるものである。

一方、認められた損害額は低廉であると言わざるをえず、本来あるべき損害の評価をせず、あるべき賠償水準を認めなかった点は、司法の役割を存分に発揮したものとは到底言えない。

4 これに対し、政府、各地の電力事業者は、川内原発、伊方原発、高浜原発、玄海原発等、新規制基準に適合していると判断した原発を次々に再稼働させる路線を頑なに変更しようとはしない。更には近時、柏崎刈羽原発6, 7号機が新規制基準に事実上適合するという判断を原子力規制委員会が行うなど、国と東京電力が一体となって東京電力管内の原発の再稼働を進める動きも見られる。このような姿勢は、福島第一原発事故による深刻かつ甚大な被害に目を背け、原発のない社会の実現を希望する多数の世論を無視し、国民の生命、身体、生活の安全を脅かすものであり、強い非難に値する。

5 自由法曹団は、政府に対し、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。そのうえで、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロ社会を実現することを求める。我々は、そのためのたたかいに引き続き全力を傾注することを決議する。

2017年10月23日

自由法曹団 三重・鳥羽総会